

厚生労働省

《厚生労働省》

表 14-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個々の研究開発</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とされた研究開発</p> <p>(2) 個々の公共的な建設の事業</p> <p>公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>(3) 個々の政府開発援助</p> <p>ア 無償の資金供与による協力 当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 有償の資金供与による協力 当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(4) 規制の新設等を目的とする政策 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>(5) 租税特別措置等の新設、拡充又は延長 租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策</p>
3 事後評価の対象等	<p>○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策体系に基づき対象とする政策 ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。</p> <p>ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合</p> <p>イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合</p> <p> a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策</p> <p> b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等</p> <p>ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合</p> <p>(2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの</p> <p>(3) 公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの <p>(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策</p> <p>(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業</p> <p>(7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税）</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施するもの</p> <p>○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)及び(8)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。</p> <p>○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。</p>
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成24年度）（平成24年4月27日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：21の施策目標</p> <p>※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p> <p>○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した15の事業及び3の成果重視事業</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	<p>○ 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<p>○ 総合評価：施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 以下に掲げる政策等について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。</p> <p>(1) 指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策目標</p> <p>(2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発</p> <p>(3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの</p> <p>(5) 政策評価官室が、政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めた租税特別措置等</p>

表14-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：34件 (個別公共事業) 〔表14-3-ア〕	新規採択が妥当である	34	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	34	
	事業評価方式：28件 (研究開発) 〔表14-3-イ〕	新規採択が妥当である	28	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	28	
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 28件)		
	事業評価方式：11件 (規制) 〔表14-3-ウ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	11	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした（行うことを予定）	11	
事業評価方式：18件 (租税特別措置等) 〔表14-3-エ〕	妥当である	18	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	18		
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：21件 〔表14-3-オ〕	見直しの上増額	14	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	21
			見直しの上現状維持	5		
			見直しの上減額	2		
		〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 21件 機構・定員要求に反映 10件 うち、機構4件、定員8件)				
	事業評価方式：15件 (継続事業) 〔表14-3-カ〕	継続が妥当である	13	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	13	
		実施した事業は妥当	2	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	2	
		〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 13件)				
	事業評価方式：3件 (成果重視事業) 〔表14-3-キ〕	目標の達成に向けて取組を進める	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
		実施した事業は妥当	2	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	2	
		〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 1件)				
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	事業評価方式：20件 (個別公共事業（再評価）) 〔表14-3-ク〕	継続が妥当である	17	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	17	
		休止又は中止が妥当である	3	2 評価結果を踏まえ、当該政策を休止又は中止した（休止又は中止する予定） 【廃止、休止、中止】	3	

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	総合評価方式：6件 〔表14-3-ク〕	取組を引き続き推 進	6	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める 予定) 【引き続き推進】	6
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表14-3-ケ〕	継続が妥当である	1	評価結果を踏まえ、評価対象の 施策について、引き続き当該措 置が必要である 【引き続き推進】	1
	事業評価方式：8 件 (個別公共事業(再評 価)) 〔表14-3-コ〕	継続が妥当である	7	1 評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	7
		休止又は中止が妥 当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政 策を休止・中止した(休止又 は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	1
事業評価方式：573 件 (個別研究開発課題) 〔表14-3-サ〕	行政課題の解決に 貢献している	573	今後同種の政策の企画立案や 次期研究課題の実施に際し、反 映する予定である	573	

(注) 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 14-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 新規採択を要求している公共事業の 34 の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 24 日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 14-3-ア 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（17 地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（17（2）地区）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(1) 参照。
2 本表は平成 24 年度予算に係る事前評価の対象地区数であるが、地区数のうち、（ ）内は、23 年度予算に係るものであり内数。

- (2) 平成 25 年度予算概算要求を行う 28 の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 3 月 29 日に「厚生労働省の平成 25 年度研究事業に関する計画（概算要求前の評価）」として公表。

表 14-3-イ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（27 事業）
2	基礎研究推進事業費（1 事業）

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(2) 参照。

- (3) 規制の新設又は改廃に係る以下の 11 の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 5 月 16 日、5 月 23 日、5 月 31 日、6 月 6 日、9 月 24 日、12 月 7 日、25 年 2 月 27 日及び 3 月 13 日に「規制影響分析書」として公表。

表 14-3-ウ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）」について
2	「障害者雇用率等の見直し」について
3	「インジウム化合物等に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
4	医薬品に関する広告制限の対象の追加（腎細胞癌治療薬「アキシチニブ」及びその製剤について）
5	毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外について）（2 件）
6	医薬品に関する広告制限の対象の追加（進行性悪性軟部腫瘍治療薬「パゾパニブ」、その塩類及びそれらの製剤並びに悪性神経膠腫治療薬「カルムスチン」及びその製剤について）
7	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）
8	予防接種による副反応報告制度の法定化
9	医薬品に関する広告制限の対象の追加（既治療の慢性リンパ性白血病治療薬「オフアツムマブ」及びその製剤、再発又は難治性の急性リンパ性白血病治療薬「クロファラビン」及びその製剤並びに治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌治療薬「レゴラフェニブ」及びその製剤について）
10	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(3) 参照。
 2 表中の () の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(4) 租税特別措置等に係る 18 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-エ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長
3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
4	中小企業者等の試験研究費に係る特別措置
5	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
6	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設
7	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し
8	社会保険診療報酬の所得計算の特例
9	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）
10	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
11	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置
12	雇用促進税制の拡充
13	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長・拡充
14	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設
15	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置
16	商業・サービス中小企業活性化税制の創設
17	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ
18	子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(4) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 24 年度においては、実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 3 期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成 24 年度）」に基づき、21 の施策目標について評価を実施し、その結果を平成 24 年 10 月 11 日に「実績評価書」として公表。

表 14-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標 I-1-1）	見直しの上増額	引き続き推進
2	感染症の発生・まん延の防止を図ること（施策目標 I-5-1）	見直しの上増額	引き続き推進
3	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること（政策目標 I-6-1）	見直しの上増額	引き続き推進

4	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること（施策目標Ⅰ－８－１）	見直しの上増額	引き続き推進
5	適正かつ安定的な医療保険制度を構築すること（施策目標Ⅰ－９－１）	見直しの上増額	引き続き推進
6	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること（施策目標Ⅰ－11－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進
7	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること（施策目標：Ⅱ－１－１）	見直しの上増額	引き続き推進
8	労働条件の確保・改善を図ること（施策目標Ⅲ－１－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進
9	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること（施策目標Ⅲ－６－１）	見直しの上減額	引き続き推進
10	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること（施策目標Ⅳ－３－１）	見直しの上増額	引き続き推進
11	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること（施策目標Ⅳ－４－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進
12	多様な職業能力開発の機会を確保すること（施策目標Ⅴ－１－１）	見直しの上減額	引き続き推進
13	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること（施策目標Ⅵ－１－１）	見直しの上増額	引き続き推進
14	地域における子育て支援等施策の推進を図ること（施策目標Ⅵ－２－１）	見直しの上増額	引き続き推進
15	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供する。（施策目標Ⅵ－２－２）	見直しの上増額	引き続き推進
16	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること（施策目標Ⅵ－２－３）	見直しの上増額	引き続き推進
17	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること（施策目標Ⅶ－１－１）	見直しの上増額	引き続き推進
18	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備する（施策目標Ⅷ－１－１）	見直しの上増額	引き続き推進
19	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること（施策目標Ⅸ－１－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進
20	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること（施策目標Ⅸ－３－２）	見直しの上増額	引き続き推進
21	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること（施策目標ⅩⅡ－１－１）	見直しの上現状維持	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表14-4-(5)参照。

（２）事業評価方式を用いて、平成20年度に事業評価（事前評価）を実施した21年度予算概算要求に係る新規事業のうち、24年度における継続事業15事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年10月11日に「平成24年度事業評価書（事後）」として公表。

表 14-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	救急医療体制の基盤整備・強化	継続が妥当である	引き続き推進
2	女性医師就労支援事業、病院内保育事業	継続が妥当である	引き続き推進
3	新型インフルエンザ対策事業費（新型インフルエンザ関係機関連携事業経費）	継続が妥当である	引き続き推進
4	グローバル臨床研究体制整備事業	実施した事業は妥当	—
5	ナノマテリアルの有害性等の試験等	継続が妥当である	引き続き推進
6	円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置（現在はメンタルヘルス対策支援センター事業の一部）	継続が妥当である	引き続き推進
7	ふるさとハローワーク推進事業	継続が妥当である	引き続き推進
8	大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備	継続が妥当である	引き続き推進
9	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援事業	継続が妥当である	引き続き推進
10	若年者等試行雇用事業の実施	継続が妥当である	引き続き推進
11	地域生活定着促進事業	継続が妥当である	引き続き推進
12	福祉人材確保緊急支援事業	実施した事業は妥当	—
13	訪問看護支援事業	継続が妥当である	引き続き推進
14	認知症対策等総合支援事業	継続が妥当である	引き続き推進
15	昆虫媒介疾患対策事業	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(6) 参照。

2 No. 4 及び 12 は、事業終了後の評価を実施したものである。

- (3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成24年度）」に基づき、3つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年10月11日に「平成24年度成果重視事業評価書」として公表。

表 14-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	実施した事業は妥当	—
2	公的年金業務の業務・システム最適化事業	目標の達成に向けて取組を進める	引き続き推進
3	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	実施した事業は妥当	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(7) 参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成24年度）」に基づき、6政策について評価を実施し、平成24年10月11日に「平成24年度総合評価書」として公表。

表 14-3-ク 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「国民に信頼される行政の実現」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	「省内事業仕分けの実施」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
3	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

4	「職員の育成」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
5	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
6	「業務改善・効率化の取組の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(8) 参照。

- (5) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 14-3-ケ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(9) 参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則 5 年を経過した公共事業の 28 実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 24 日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 14-3-コ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（17（1）地区）	継続が妥当である（15（1）地区） 休止又は中止が妥当である（2地区）	引き続き推進 15 地区 休止 1 地区 中止 1 地区
2	水道水源開発等施設整備事業（11（1）地区）	継続が妥当である（9地区） 休止又は中止が妥当である（2（1）地区）	引き続き推進 9 地区 休止 1 地区 中止 1 地区

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 14-4-(10) 参照。

2 本表は平成 24 年度予算にかかる再評価の対象地区数であるが、地区数のうち（ ）内は、23 年度予算に係るものであり内数。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に終了した 573 研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 3 月 29 日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表 14-3-サ 事業評価方式により事後評価した政策（終了時の個別研究開発課題）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	I 行政政策研究分野	行政政策（40 課題）	—
2		厚生労働科学特別研究（7 課題）	
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発（36 課題）	
4		臨床応用基盤（33 課題）	
5	III 疾病・障害対策研	成育疾患克服等次世代育成基盤（6 課題）	

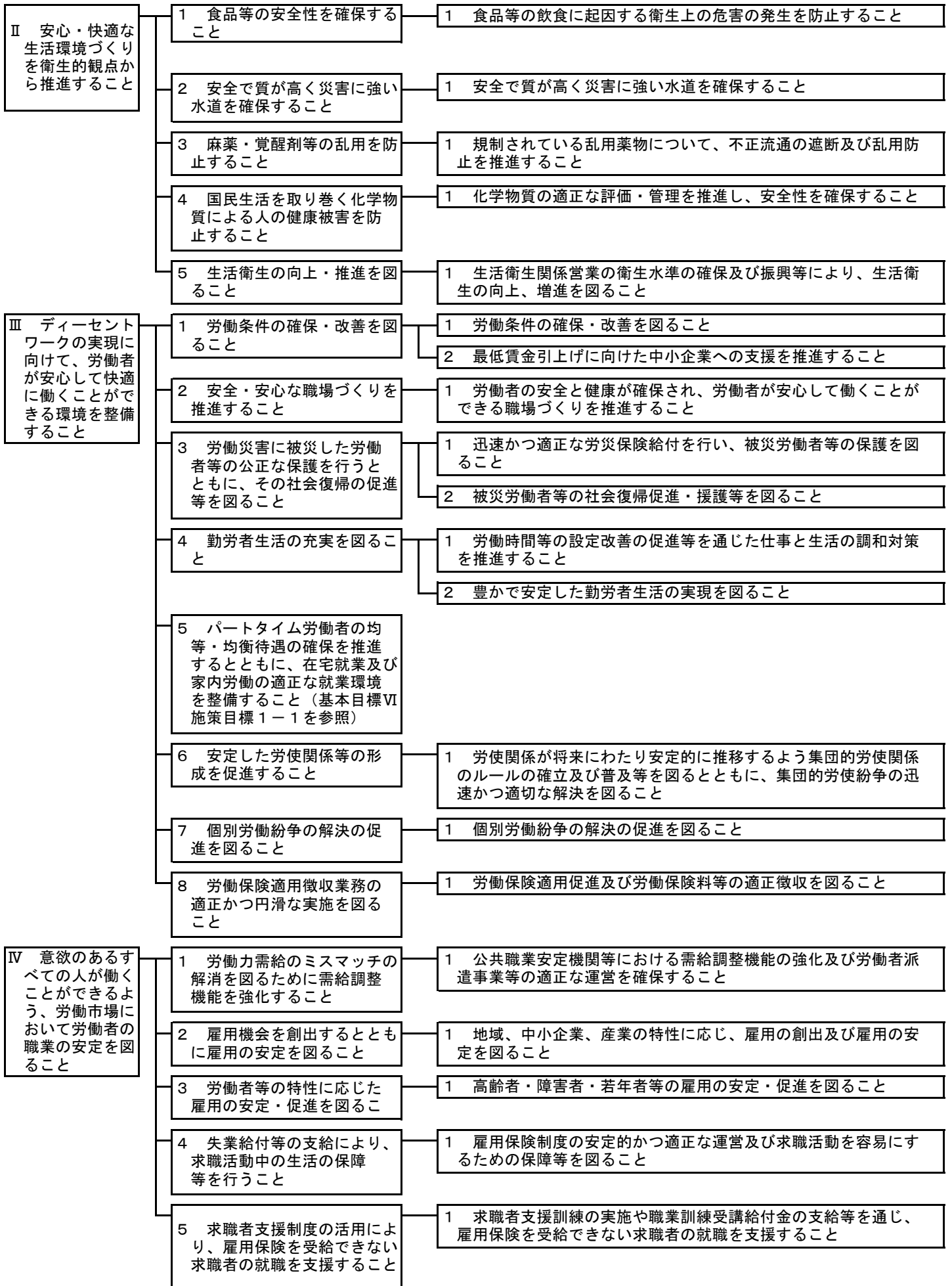
6	究分野	第3次対がん総合戦略（31 課題）		
7		生活習慣病・難治性疾患克服総合（210 課題）		
8		長寿・障害総合（52 課題）		
9		感染症対策総合（39 課題）		
10	IV 健康安全確保総合 研究分野	地域医療基盤開発推進（37 課題）		
11		労働安全衛生総合（6 課題）		
12		食品医薬品等リスク分析（71 課題）		
13		健康安全・危機管理対策総合（5 課題）		

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表14-4-(11)参照。

政策体系（厚生労働省）

※この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策大目標	施策目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照） 4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照） 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅷ施策目標3-1を参照）
	11 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること



V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
	2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	1 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること 2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること
	3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	1 技能継承・振興のための施策を推進すること
VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること	1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること
	2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること 2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること 3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
	3 子ども及び子育て家庭を支援すること	1 子ども及び子育て家庭を支援すること
	4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること
	5 母子保健衛生対策の充実を図ること	1 母子保健衛生対策の充実を図ること
	6 ひとり親家庭の自立を図ること	1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること
VII ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
	2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 災害に際し応急的な支援を実施すること
	4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
	5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと 2 戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること 3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること 4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
VIII 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること	1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること 2 障害者の雇用を促進すること（基本目標IV施策目標3-1を参照）



3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照）

XⅢ 国民に信頼されるときも、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

1 情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること

1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと

2 省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底すること

2 職員の育成と職場環境の改善を図ること

1 次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること

2 省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること

3 職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること

4 政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること

(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/h24/dl/01.pdf>)参照

